平成２２年（フ）第２７８号
川崎市中原区中丸子431番地　マンション平山203
債務者　池田　辰夫
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９１号
北海道帯広市新町東12丁目16番地
債務者　木呂子俊子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第９２号
北海道帯広市新町東12丁目16番地
債務者　木呂子紀子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１１００号
横浜市青葉区新石川１丁目23番地11　コーポサテライト507
債務者　岩渕　光子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０２２号
静岡県静岡市清水区有東坂２丁目10番地の１　パークコート有東坂Ｂ202号
債務者　大橋奈温子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月５日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３号
静岡県焼津市東小川１丁目３番７号
債務者　小山加奈子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月５日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７０号
静岡県静岡市駿河区中島2883番地の１　大森ハイツＢ―201号
債務者　藤本　早苗
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月５日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０４号
静岡市葵区田町５丁目46番地の10
債務者　小林　初江
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月５日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７５号
静岡県藤枝市小石川町３丁目12番15号　小石川マンション303号
債務者　久保田勝彦
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４６３号
東京都国分寺市新町２丁目16番地39
債務者　本田　尚子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７５号
静岡県浜松市中区富塚町3003番地の30　テラスやよいケ丘Ｂ―１
債務者　望月　　香
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１９６号
静岡県浜松市中区曳馬１丁目３番18号　パレット104
債務者　松岡　祐子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１９０号
栃木県足利市福居町414番地10
破産者　有限会社足利タイムス社
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２３５号
栃木県足利市上渋垂町902番地２
破産者　有限会社樋口電機
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第９８５３号
東京都足立区本木北町２―20―２Ｆ
破産者　柳明こと　柳　　東明
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０１２２号
東京都台東区下谷２丁目12番５号
破産者　株式会社メトロポリタン
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４５３号
東京都渋谷区神宮前２丁目14番19号
破産者　株式会社ゼン
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部